

日本住宅性能表示基準 改正案（形式改正）

下線部は変更箇所

改正案	現行
<p>日本住宅性能表示基準 (平成十三年八月十四日) (国土交通省告示第千三百四十六号)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等) 【別記1 参照】</p> <p>別表2 1(既存住宅に係る表示すべき事項等) 【別記2 参照】</p> <p>別表2 2(部位等ごとの劣化事象等) 【別記3 参照】</p>	<p>日本住宅性能表示基準 (平成十三年八月十四日) (国土交通省告示第千三百四十六号)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等) 【別記1 参照】</p> <p>別表2 1(既存住宅に係る表示すべき事項等) 【別記2 参照】</p> <p>別表2 2(部位等ごとの劣化事象等) 【別記3 参照】</p>

【別記1】

現行

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 温熱環境に関する こと	5 1 省エネルギー対策等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。この場合においては、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)別表第1に掲げる地域区分(、 、 、 、)又は)を併せて明示する。	省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度
			等級4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている	
			等級3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている	
			等級2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている	
(略)	(略)	(略)	(略)	等級1	その他
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 温熱環境に関する こと	5 1 省エネルギー対策等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。この場合においては、 <u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則6の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築</u>	省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度
			等級4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている	
			等級3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている	
			等級2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている	
			等級1	その他	

			主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)別表第1に掲げる地域区分(、 、 、 、 又は)を併せて明示する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【別記2】

(略)

【別記3】

(略)